

資産等報告書に係る審査結果報告書

1 審査の対象となった資産等報告書

生駒市政治倫理条例第5条第6項の規定により審査を求められた資産等報告書は、次のとおりである。

- (1) 生駒市政治倫理条例第5条第2項の規定に基づき提出された資産等報告書の審査（1人）
- (2) 生駒市政治倫理条例第5条第3項の規定に基づき提出された資産等報告書の審査（26人）

2 審査の方法

生駒市政治倫理条例並びに同条例施行規則、生駒市議会の議員に係る生駒市政治倫理条例施行規程、生駒市教育委員会教育長に係る生駒市政治倫理条例施行規則及び生駒市水道事業管理者に係る生駒市政治倫理条例施行規程の規定にのっとり、審査の対象となった27人分の資産等報告書について、添付された証明書類と照合するとともに、平成29年に提出された資産等報告書と比較する方法により、記載事項に疑義がないかなどを審査した。

3 審査の結果

資産等報告書について概ね適正に報告されているものと認められるが、一部の報告対象者について預貯金の管理が不十分であったり、臨時の資産の売却収入についての報告漏れが認められた。これに伴い資産等報告書の一部について備考欄に追記し、より適正な報告を求めることとした。さらに資産等報告書作成要領にも一部追記することを求めることとした。

(資料)

生駒市政治倫理審査会委員

	氏 名
会 長	景 山 良 一
副会長	横 田 保 典
委 員	上 崎 哉

審査の概要

会議の開催日	内 容
平成30年 7 月13日(金)	第 1 回生駒市政治倫理審査会 ・ 資産等報告書の審査
平成30年 8 月23日(木)	第 2 回生駒市政治倫理審査会 ・ 資産等報告書の審査結果報告書について